

18歳から60歳未満の方で3回目を接種した方については努力義務ではございません。

対象者

3回目接種の完了から5か月以上が経過した

- ・60歳以上の方
- ・18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方または重症化リスクが高いと医師が認める方

基礎疾患については下記の疾患が基礎疾患の対象となります。

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・染色体異常
- ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※1）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※1）場合）
- ・18歳以上60歳未満であるが、BMIが30以上である

※1 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院または入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。